

「旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免や給与、勤務時間、服務などを公表します。

1 職員の任免と職員数

市では、少子・高齢社会の到来や地方分権の進展など、社会情勢が大きく変化している中、適正な職員配置と効率的な執行体制を確立するため「定員適正化計画」を策定し、適正な定員管理に取り組んでいます。

これまで策定した「第1次定員適正化計画(平成17～21年度)」 「第2次定員適正化計画(平成22～26年度)」 「第3

次定員適正化計画(平成27～令和元年度)」では、いずれも計画に掲げた目標を上回り、平成17年度の合併以降183人(21.5%)削減しました。

引き続き「第4次定員適正化計画(令和2～6年度)」に基づいて、市民サービスの向上を図りながら、適正な職員数の維持に努めていきます。

(1) 第4次定員適正化計画の進捗状況

各年度の4月1日現在

区 分	目 標	職員数(実績)		増 減
	令和2～6年度	令和元年度(基準年)	令和5年度(4年目)	
一般行政部門	▲5人	427人	420人	▲7人
特別行政部門	▲4人	180人	184人	4人
公営企業等部門	▲1人	61人	58人	▲3人
合 計	▲10人	668人	662人	▲6人

注：職員数は、一部事務組合などへの派遣職員を含みます。

(3) 非常勤職員数の状況

令和5年4月1日現在

区 分	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	フルタイム会計年度任用職員
市長部局等	42人	0人	36人
消 防	3人	0人	0人
合 計	45人	0人	36人

(4) 一般行政職の級別職員数

令和5年4月1日現在

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合 計
標準的な職名	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事	主 査	副主幹	副課長	課 長	
職員数	38人	39人	78人	72人	54人	27人	24人	332人
構成比	11.4%	11.8%	23.5%	21.7%	16.3%	8.1%	7.2%	—

注：一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職などに該当しない職員です。
標準的な職名は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 給与

(1) 普通会計決算額

区 分	令和4年度
歳出総額	319億999万円
うち人件費	59億990万円
人件費率	18.5%

注：人件費には、特別職(市長、副市長、教育長、市議会議員など)や、非常勤職員に支給される給料・報酬などを含みます。国民健康保険事業会計(施設勘定)・介護保険事業会計・公営企業会計(水道・下水道・農業集落排水)は除きます。

(2) 職員給与費の状況

区 分	令和4年度
給 料	23億2,334万円
職員手当	3億8,515万円
期末・勤勉手当	8億9,129万円
合 計	35億9,978万円

注：職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当などの各種手当です。
期末・勤勉手当とは、民間会社でいうボーナスです。
会計年度任用職員は除きます。

(3) 特別職の報酬など

令和5年度

区 分	報酬月額	期末手当
市 長	774,000円	6月期 2.2月分 12月期 2.3月分 計 4.5月分
副市長	640,000円	
教育長	600,000円	
議 長	395,000円	
副議長	365,000円	
議 員	340,000円	

注：期末手当には、一般職と同様の加算措置があります。

(4) 職員給与の内容

令和5年度

区 分		内 容		
給 与	毎月決まって支給	給 料	職務の種類と内容に応じて給料表に定める額	
		扶養手当	配偶者／6,500円 子／10,000円 父母など／6,500円 ※16～22歳の子1人につき5,000円加算。	
		地域手当	医師である職員に対して、給料、扶養手当、管理職手当の10%を支給	
		住居手当	借家について、家賃(16,000円を超える場合に限り)の額に応じて28,000円を限度に支給	
		通勤手当	電車、バスを利用する場合／定期代など全額支給 乗用車などを使用する場合／使用距離に応じて2,000～38,400円を支給	
		管理職手当	管理職の職務に応じて定額支給	
	実績に応じて支給	時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ勤務した職員(管理職除く)に対して支給	
		特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難、特殊な勤務に従事した場合に支給 ※行旅死人取扱手当、行旅病人取扱手当、防疫等作業手当、診療業務手当、火災出場手当、救急出場手当、救助隊危険業務手当、災害出場手当。	
		夜間勤務手当	正規の勤務時間が夜間(午後10時～午前5時)に当たる職員に対して支給	
		宿日直手当	宿日直業務に従事した職員に対して、1回につき4,400円を支給	
臨時に支給	期末・勤勉手当	期末手当 勤勉手当 計 6月期 1.20月分 1.00月分 2.2月分 12月期 1.25月分 1.05月分 2.3月分 計 2.45月分 2.05月分 4.5月分 職務の級などによる加算措置／有		
	退職手当	自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 その他の加算措置／有		

(5) 職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額

令和5年4月1日現在

職 種	旭 市			千葉県		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.0歳	314,890円	366,507円	40.0歳	303,122円	405,893円
技能労務職	50.9歳	290,155円	308,565円	52.6歳	298,707円	355,761円
消防職	38.2歳	304,405円	360,847円	—	—	—
福祉職	37.4歳	272,449円	311,790円	—	—	—

注：給与月額とは、毎月支給される給料と諸手当(期末・勤勉手当などを除く全ての手当)の合計です。

(6) 職員の初任給

令和5年4月1日現在

職 種		旭 市	千葉県
一般行政職	大学卒	191,700円	191,700円
	高校卒	158,900円	158,900円
消防職	高校卒	158,900円	—
福祉職	短大卒	172,600円	—

3 勤務時間

(1) 勤務時間の状況

令和5年4月1日現在

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

4 分限・懲戒処分

(1) 分限・懲戒処分の状況

令和4年度

区 分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
市長部局等	—	15人	—	—	—	—	—	—
消 防	—	3人	—	—	—	—	—	—
合 計	—	18人	—	—	—	—	—	—

注：分限処分とは、職員が職務を十分に果たせないことについて行う処分です。
懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

5 服務

(1) 年次休暇の状況

令和4年度

区 分	平均取得日数
市長部局等	9.4日
消 防	9.0日

(2) 育児休業などの状況

令和4年度

区 分	育児休業取得者			部分休業取得者		
	男	女	計	男	女	計
市長部局等	3人(3人)	10人(17人)	13人(20人)	—	3人(3人)	3人(3人)
消 防	1人(1人)	—	1人(1人)	—	—	—
合 計	4人(4人)	10人(17人)	14人(21人)	—	3人(3人)	3人(3人)

注：()は令和4年度新たに取得した人数。地方公務員の育児休業等に関する法律により、3歳に満たない子を養育する職員は育児休業を、小学校就学前の子を養育する職員は部分休業(1日2時間まで)を、いずれも無給で取得することができます。

6 研修と人事評価

(1) 職員研修の状況

職員の能力向上を図るため、東総地区広域市町村圏事務組合や千葉県自治研修センターなどの研修に職員を派遣したほか、市主催の研修を実施しています。

(2) 人事評価の状況

地方公務員法に基づく人事評価に相当するものとして、職務を遂行する中で発揮した能力や、あらかじめ設定した業務目標の達成度を基に評価を行うことを基本とし、評価だけではなく組織マネジメントや人材育成への活用を目指した制度を実施しています。

7 福利厚生

(1) 共済制度

職員の生活安定と福祉向上のため、健康保険や年金業務を行う千葉県市町村職員共済組合に加入しています。

(2) 職員互助会

職員の福利厚生のため、職員文化体育大会参加助成、職員組合共催事業助成などを行っています。

令和4年度

区 分	会員掛金	市助成金
決算額	12,119,293円	71,780円

(3) 健康管理

職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病を早期に発見するために、定期健康診断やストレスチェックなどを実施しています。

(4) 公務災害の認定件数

令和4年度

区 分	認定件数
市長部局等	2件
消 防	0件
合 計	2件

8 そのほか

(1) 次世代育成支援特定事業主行動計画の実施状況

職員の仕事と子育ての両立を支援するため、子育て支援に関する制度の周知や、出産・育児のための休暇などの取得促進、時間外勤務の縮減などに取り組んでいます。

(2) 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況

女性職員の活躍を推進するため、育児と仕事の両立を支援する制度の周知や、女性職員のキャリア形成に向けた研修などに取り組んでいます。

(3) 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例に基づき、営利企業などに再就職した課長職以上の退職者に、届け出を義務付けています。令和4年度は2人から届け出がありました。

(4) 勤務条件に関する措置の要求状況

地方公務員法に基づき、職員は給与と勤務時間、そのほかの勤務条件について、公平委員会に対して当局から適当な措置が執られるべきことを要求することができます。令和4年度の要求はありませんでした。

(5) 不利益処分についての不服申し立ての状況

懲戒処分など、意に反する不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。令和4年度の申し立てはありませんでした。

問い合わせ先

総務課職員班(☎62-5368)